第十八条の十五第三項中「（昭和四十年政令第九十七号）」を削り、同条第九項第五号中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項（施行令第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）」に、「第二十五条の十二第二項」を「第二十五条の十二第二項第一号」に、「株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び同号に規定する適用前の上場株式等」に改め、同項第六号中「第二十五条の十二第二項」を「第二十五条の十二第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

第十八条の十五の二第一項第三号中「第二十五条の十二の二第十四項第一号」を「第二十五条の十二の二第十五項に」に、「施行令第二十五条の十二の二第十四項第一号」を「同条第十五項第一号」に改め、同項第四号中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項」に、「第三十七条の十第一項」を「第三十七条の十第一項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「及び次項」を「、次項及び第四項」に、「第十八条の九第一項各号」を「第十八条の九第二項各号」に改め、同条第二項第一号中「同条第八項第一号」を「同条第九項第一号」に、「第四項第三号イ(1)」を「次項第四号イ(1)」に改め、同号ロ中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「第十八条の九第一項各号」を「第十八条の九第二項各号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第三十七条の十三の二第六項において準用する法第三十七条の十二の二第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の」を「第三十七条の十三の二第五項に規定する」に改め、同項第一号中「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「第二十五条の十二の二第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第三号イ中「第三十七条の十三の二第六項において準用する法第三十七条の十二の二第八項」を「第三十七条の十三の二第四項」に、「第二十五条の十二の二第八項第一号」を「第二十五条の十二の二第九項第一号」に改め、同号イ(4)中「第二項第一号イ」を「前項第一号イ」に改め、同号ロ中「第二十五条の十二の二第八項第三号」を「第二十五条の十二の二第九項第三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　施行令第二十五条の九第十三項において準用する施行令第二十五条の八第十四項に規定する明細書（施行令第二十五条の十の十第七項の規定の適用がある場合において同項に規定する確定申告書に当該明細書に代えて同項に規定する特定口座年間取引報告書の添付をするときは当該特定口座年間取引報告書とし、第十八条の十三の五第六項及び第七項の規定の適用がある場合において同条第六項に規定する確定申告書に同項の明細書及び同項に規定する特定口座年間取引報告書の添付をするときは当該明細書及び当該特定口座年間取引報告書とする。）

第十八条の十五の二第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　施行令第二十五条の十二の二第九項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額（以下この項において「共通必要経費の額」という。）があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

第十八条の十五の二第九項中「第三十七条の十三の二第四項の」を「第三十七条の十三の二第四項又は第七項の」に、「第十八条の九第二項」を「第十八条の九第三項及び第十八条の十第三項」に、「、同項」を「、第十八条の九第三項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「第三十七条の十三の二第四項（（」を「第三十七条の十三の二第七項（（」に、「とする」を「と、第十八条の十第三項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十三の二第四項又は第七項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、「同項に規定する」とあるのは「同法第三十七条の十一第一項に規定する」とする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「第二十五条の十二の二第二十一項第四号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第四号」に、「第二十五条の十二の二第十五項」を「第二十五条の十二の二第十六項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十二の二第二十一項第六号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第五号」に、「第二十五条の十二の二第二十一項第六号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第六号」に、「第二十五条の十二の二第十五項」を「第二十五条の十二の二第十六項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十二の二第二十一項第七号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第七号」に、「第二十五条の十二の二第十六項」を「第二十五条の十二の二第十七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十五条の十二の二第十六項」を「第二十五条の十二の二第十七項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第十二項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第二十五条の十二の二第二十一項第六号」を「第二十五条の十二の二第二十三項第六号」に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第八項」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「第三十七条の十三の二第八項」に改め、同項を同条第六項中「第二十五条の十二の二第十五項」を「第二十五条の十二の二第十六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十七条の十三の二第六項」に、「第三十七条の十三の二第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十五条の十二の二第十五項」を「第二十五条の十二の二第十六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号ロ中「第二十五条の十二の二第十五項」を「第二十五条の十二の二第十六項」に改め、同号を同条第二項第一号ハとし、同号ロ中「第二十五条の十二の二第十五項」を「第二十五条の十二の二第十六項」に改め、同号を同条第二項第一号ロとし、同条第一項第二号中「第二十五条の十二の二第十五項」を「第二十五条の十二の二第十六項」に改め、同号を同条第一項第三号とし、同条第一項第一号中「第二十五条の十二の二第十五項」を「第二十五条の十二の二第十六項」に改め、同号を同条第一項第二号とし、同条第一項に次の一号を加える。

一　第三項第一号から第三号までに掲げる書類

二　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　その年において法第三十七条の十三の二第九項において準用する法第三十七条の十二の二第七項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に特定株式の施行令第二十五条の十二の二第九項第一号に規定する譲渡に係る同号又は同項第二号に定める金額がある場合　第三項第四号イに定める書類

ロ　その年においてイに規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に施行令第二十五条の十二の二第九項第三号に定める金額がある場合　第三項第四号ロに定める書類

第十八条の十五の三第一項中「（法第三十七条の十四第一項」を「（法第三十七条の十一の二第二項」に、「この条及び第十八条の十五の九」を「この項」に、「の株式等」を「の上場株式等」に、「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十四第三項」に、「株式等を」を「上場株式等を」に改め、同条第二項第三号中「法第三十七条の十一の三第二項」を「施行令第二十五条の十三第一項」に改め、「の譲渡」の下に「（法第三十七条の十四第一項に規定する譲渡をいう。第十八条の十五の九において同じ。）」を加える。